

特定非営利活動法人日本火山学会 理事選挙 立候補（推薦）届出書

（提出日：平成 24 年 月 日）

平成 24～25 年度特定非営利活動法人日本火山学会理事 （提出責任者名を○で囲って下さい）

<候補者（維持会員）>

氏名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

<推薦人（上記候補者を含めず会員 3 名）>

(1)

氏名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(2)

氏名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(3)

氏名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

特定非営利活動法人日本火山学会理事選挙規程（2003 年 10 月 12 日臨時総会承認）

第 1 条 本規程は理事の選出に関する規程である。

第 2 条 選出する理事の数は、理事会が定款に定める範囲内で決めるものとする。

第 3 条 維持会員のみが被選挙権を有する。

第 4 条 理事は全会員による選挙で選出され、総会で選任される。

第 5 条 選挙管理小委員会は、立候補者の募集、選挙公報の配布、投票の実施および開票集計作業を行い、投票結果を総会に報告する。

第 6 条 立候補は自薦他薦を問わない。立候補者または推薦者は、立候補者および本会会員 3 名からなる推薦者の署名と印のある立候補届出書を選挙管理小委員会に提出しなければならない。

第 7 条 選挙は無記名投票とし、第 2 条で定めた数の連記とする。

第 8 条 得票が同数の場合は年少者を優先する。

第 9 条 当選者が総会において不信任された場合には、次点者が順次繰り上がるものとする。

第 10 条 選任された理事は、互選によって会長、副会長を定め、総会で承認を得る。

附則

1. この規程は、2003 年 10 月 12 日より実施する。

2. この規程の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認する。

締め切り：平成 24 年 2 月 29 日(水) 17 時必着

送付先：〒113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9 モンテベルデ第 2 東大前 406 号  
特定非営利活動法人 日本火山学会選挙管理委員会